

『沖縄県青年学校法令集 全』と その沖縄県関係の収録令規について

青 嶋 敏

一 はじめに

筆者は、これまでに、明治期から昭和戦前期までに編纂・発行された沖縄県の令達集ないし令規集のうち『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）⁽¹⁾、『沖縄県町村諸規程』（推定発行年明治41年～43年）⁽²⁾、『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）⁽³⁾、『沖縄県会計法規』（大正3年発行）⁽⁴⁾、『沖縄県町村自治之栞 全』（大正4年発行）⁽⁵⁾、『糖業関係例規』（昭和5年発行）⁽⁶⁾、『沖縄県警察法規類典 全』（昭和10年発行）⁽⁷⁾の7件を取り上げ、これらに収録された令達ないし令規に関する情報を一覧表に整理して紹介を行ってきた⁽⁸⁾。

本稿は、上記のような戦前期沖縄県の令達集・令規集に関する研究の一環として、株式会社帝国地方行政学会が昭和14年（1939年）に発行した青年学校に関する法令集である『沖縄県青年学校法令集 全』（以下「本書」ということがある。）と本書に収録された沖縄県の令達ないし令規（以下本稿においては「令規」と総称する。）について紹介することを目的とする⁽⁹⁾。

二 本書の所蔵状況と本稿における底本について

筆者が本稿執筆の時点で所蔵を確認し得た『沖縄県青年学校法令集 全』の原本は、国立国会図書館東京本館議会官庁資料室の所蔵本（原本請求番号：CZ - 1613 - 131 - 01）（以下「国会図書館本」という。）が唯一のものである。現在、この国会図書館本は、国立国会図書館東京本館電子資料室において「昭和前期刊行図書デジタル版集成〔社会科学部門〕」⁽¹⁰⁾の一部として公開されてい

る。本稿においては、この国会図書館本を底本とした。

この国会図書館本は、製本の表紙、内表紙、「編纂例」、「追録加除一覧」、「一般法規之部」、「県令規之部」、奥付および広告⁹⁴で構成されている。

国会図書館本の内表紙中央下部には「昭和十四・二・七 納本／帝國」（／は引用者による。）という印影の丸印が押されており、また内表紙上部中央には「帝国図書館蔵」という印影の角印が押されている。このことから、本書の国会図書館本は本書が発行された昭和14年に帝国図書館に納本されたものであることがわかる。

ところで、国会図書館本の原本は前述のように議会官庁資料室が所蔵しているが、この原本によれば、国会図書館本の製本背表紙の下部には「帝国図書館」という刻印が押されている。したがって、国会図書館本が製本されたのは、昭和14年に帝国図書館に納本された後、帝国図書館が所蔵していた時代であったことになる。

このように国会図書館本は製本されているが、本書は元来いわゆる加除式の法令集として編集されたものであり、法令・令規の制定改廃にともない追録加除が予定されていた（後掲の「編纂例」第3項参照）。そのため、国会図書館本でも「編纂例」の次に「追録加除一覧」が2頁分綴られている。しかし、国会図書館本の「追録加除一覧」には、「追録号数」欄および「内容現在」欄の1行目に「台本」および「昭和十三年十一月一日現在」と印刷されているのみであり、追録加除の記録は一切ない。また、国会図書館本の本文においても追録加除は一切行われていない。

国会図書館本の奥付によれば、本書の発行者は東京市京橋区銀座西7丁目1番地の株式会社帝国地方行政学会の取締役社長大谷仁兵衛、印刷者は同所の大谷保、印刷所は東京府立川町3955番地の行政学会印刷所、印刷年月日は昭和14年1月28日、発行年月日は昭和14年1月31日である。

なお、この国会図書館本の複製本を琉球大学附属図書館沖縄関係資料室が所蔵している（請求番号：K373. 2-OT）。しかし、この複製本は、本文を含む多数の頁において、頁中央部分を中心に文字が欠けているため（その原因につ

いては不詳である。)、残念ながら閲覧には適さないと云わざるを得ない。

三 本書の編纂目的とその収録令規について

次に本書の編纂目的を検討する手がかりとして、本書の「編纂例」を以下に引用することにしよう。

「 編 纂 例

一本書ハ青年学校ニ関スル法律、勅令、省令、各省訓令及告示等ヲ〔一般法規之部〕トシ、沖縄県公布ノ県令、訓令、告示及通牒等ヲ〔県令規之部〕トシ先者ノ次ニ輯録セリ

一本書ハ専ラ執務ノ便ヲ計リ之ヲ分類シ各部ニ関連スルモノハ之ヲ主タル部門ニ掲載セリ

一本書編纂後ニ於ケル法令ノ改廃及新规定ニ就テハ追録ヲ発行シ之ヲ補正ス

昭和十三年十一月

編 者 識 』

この「編纂例」(昭和13年11月)によれば、本書は、「青年学校ニ関スル法律、勅令、省令、各省訓令及告示等」を「一般法規之部」とし、「沖縄県公布ノ県令、訓令、告示及通牒等」を「県令規之部」として収録したものである。すなわち、「一般法規之部」は、「沖縄県青年学校法令集(一般法規之部)」という見出しが表示された目次部分(1頁~10頁)と、同一の見出し表示のある本文部分(1頁~281頁)で構成されている。この目次および本文は、それぞれ、第一章「憲法」(収録法令数2件)、第二章「御影勅語」(同16件)、第三章「青年学校」(同16件)、第四章「教職員」(同26件)、第五章「生徒」(同8件)、第六章「学校衛生」(同12件)、第七章「兵事」(同6件)、第八章「補則」(同10件)で構成されている。「一般法規之部」に収録されている法令を一覧表に整理すると、後掲の【表1】のとおりである。

【表2】『沖縄県青年学校法令集全』所収の沖縄県令規の年次別・類型別件数

類型	年次	明治	大正	大正	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	計	
		36年	10年	13年	2年	4年	8年	9年	10年	11年		13年
県令	令	2	1			1		2	1		1	8
告示	示								1		1	2
訓令	甲		1	1	1		1		1			5
学務部長通牒	牒								1	1		2
計		2	2	1	1	1	1	2	4	1	2	17

他方、「県令規之部」は、「沖縄県青年学校法令集（県令規之部）」という見出しが表示された目次部分（1頁～3頁）と、同一の見出し表示のある本文部分（1頁～93頁）で構成されている。この目次と本文は、それぞれ、第一章「青年学校」（収録令規数6件）、第二章「教職員」（同8件）、第三章「学校衛生」（同3件）で構成されている。この「県令規之部」に収録されている合計17件の沖縄県の令規の類型別内訳は、県令8件、訓令甲5件、告示および学務部長通牒各2件であり、これらを、公布または発令年次別、類型別に表示すると、【表2】のとおりである。また、これら17件の令規の公布または発令の時期については、最も古いものは、明治36年6月6日公布の県令第22号「公立学校職員ノ旅費其ノ他諸給与ニ関スル規則」（後掲【表3】のJ13）であり、最も新しいものは、昭和13年7月9日公布の県令第20号「沖縄県立青年学校教員養成所臨時養成科規則」（後掲【表3】のJ8）である。「県令規之部」に収録されている17件の沖縄県令規を本文の掲載順に一覧表に整理すると、後掲の【表3】のとおりである。

上記の「編纂例」は本書の編纂目的自体を明言していない。しかし、「編纂例」第2項の冒頭で「本書ハ専ラ執務ノ便ヲ計リ……」と述べている如く、本書は青年学校の管理運営に携わる人々の執務上の便宜のために編纂されたものであると推定される。

四 青年学校と各庁府県『青年学校法令集全』について

以上のように、本書は青年学校に関する国（中央政府）の法令と沖縄県の令

規とを収録したものである。それでは、青年学校とはどのようなものであったのだろうか。次にこの点について若干言及しておこう。

端的に言えば、青年学校とは、昭和10年に制度化された中等程度の勤労少年教育機関であり、初等教育の補習と簡易な職業教育を目的とする実業補習学校（明治23年10月7日公布勅令第215号「小学校令」第2条第3項において「実業補習学校モ亦小学校ノ類トス」⁹²と規定され、さらに同勅令第9条において「実業補習学校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム」⁹³と規定されたことを受けて制定された明治26年11月22日公布文部省令第16号「実業補習学校規程」によって設置された。その後、明治32年2月7日公布勅令第29号「実業学校令」によって実業学校の一つとして位置づけられた。）と尋常小学校卒業後徴兵検査前の青年を対象として設けられた社会教育機関である青年訓練所（大正15年4月20日公布の勅令第70号「青年訓練所令」および同年同月同日公布の文部省令第16号「青年訓練所規程」によって設置された。）とが昭和10年4月1日公布の勅令第41号「青年学校令」および同年同月同日公布の文部省令第4号「青年学校規程」によって統合・再編されたものである。

このような青年学校の設置目的については、昭和10年4月1日発令の文部省訓令第2号「青年学校令及青年学校規程制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意事項」が、その冒頭部分で次のように述べている。

「今般勅令第四一號ヲ以テ青年学校令制定セラレ文部省令第四号ヲ以テ青年学校規程ヲ制定セラレタリ蓋シ青年学校制度ノ新設ハ時代ノ趨勢ニ鑑ミ從來ノ実業補習学校及青年訓練所ヲ統合シテ之ヲ單一ノ青年教育機関ト為シ其ノ施設経営ノ努力ヲ一ニ集中シ以テ我国青年教育ノ進展ヲ期セントスル趣旨ニ出ヅルモノナリ」⁹⁴。

さらに、この文部省訓令第2号は、「青年学校ノ本旨ニ関スル事項」と題する項目で、青年学校における教育の趣旨について次のように述べている。

「青年学校ハ小学校卒業後直ニ社会ノ実務ニ従事スル男女大衆青年ニ対シテ普ク教育ノ機会ヲ与フルト共ニ青年教育上最モ重要ナル時期ニ於テ其ノ教養ニ間隙ナカラシメンコトヲ期スルモノニシテ其ノ教育ノ本旨ハ従前ノ実

業補習教育及青年訓練ノ特質ヲ融合シテ心身ノ鍛練及徳性ノ教養ト職業其
ノ他實際生活ニ須要ナル知識技能ノ習得トヲ主眼トシテ教授及訓練ヲ為シ
以テ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素地ヲ育成スルニアリ而シテ此等男
女青年ハ概ネ業務ノ隙暇ニ於テ修了スルモノナルニ付学校ノ組織内容ハ通
常ノ学校ニ比シテ著シク簡易自由ヲ旨トシ以テ地方ノ情況、青年ノ境遇等
ニ適應セシムルモノトス」⁶⁸。

ところが、青年学校令の施行から2年後の昭和12年に陸軍省が青年学校男子
義務教育化の方針を打ち出し⁶⁹、この方針は翌昭和13年1月11日に閣議決定さ
れた。こうして、昭和14年4月26日公布勅令第245号「青年学校令改正ノ件」
により昭和10年勅令第41号「青年学校令」が全面改正され、青年学校男子義務
制が導入された。すなわち、昭和14年勅令第245号第12条は、「年齢満十二歳ヲ
超エ満十九歳（……）ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外
其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年学校ニ就学セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要
ス」⁷⁰と規定し、高等学校尋常科在学者、師範学校予科在学者、中学校在学者等
同勅令第12条各号列挙の者を除き、「一定範囲の男子青年を義務就学者となし、
この義務就学者の保護者に対して、義務就学者を青年学校に就学せしめ、……
青年学校に於ける義務課程を履修せしむべき義務を課し」⁷¹たのである。あわせ
て、昭和14年4月26日公布文部省令第24号「青年学校令施行規則」によって、
昭和10年文部省令第4号「青年学校規程」が全面改正された。

このような青年学校令の全面改正の目的について、昭和14年6月26日発令の
文部省訓令第19号「青年学校令改正及同施行規則制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意
事項」は、その冒頭部分で次のように述べている。

「今般勅令第二百五十四号ヲ以テ青年学校令ヲ改正公布セラレ又文部省令第
二十四号ヲ以テ青年学校令施行規則ヲ公布シタリ其ノ趣旨トスル所ハ一定
ノ範囲ノ男子青年ニ対シ青年学校就学ヲ義務ト為スモノニシテ之ニ関連シ
テ青年学校令ノ全般ニ亘リ改正ヲ施サレ且之ガ施行上必要ナル各般ノ事項
ヲ総括規定スル為新ニ青年学校令施行規則ヲ制定シ従前ノ青年学校規程ヲ
廃止シタルモノナリ

抑々青年学校教育ヲ義務トシ実務ニ従事スル男女青年ニ対シテ普ク教育ノ機会ヲ与ヘ以テ国家有為ノ人材ヲ育成スルハ我が国運ノ進展ヲ期スル所以ニシテ多年懸案トセラレタル所ナリ而シテ今ヤ東亞竝ニ世界ニ於ケル我が国ノ地位ト使命トハ愈々重キヲ加ヘ我が国青年ノ思想精神ヲ確立シ智能体力ヲ向上シ以テ国民精神ノ振作産業ノ進展地方ノ更生ニ寄与スルト共ニ国防力ノ根基ニ培フハ洵ニ喫緊ノ要務ナリ是レ茲ニ取敢ヘズ男子青年ニ対シ青年学校教育義務制ヲ実施セラレタル所以ナリ」⁹⁸。

この文部省訓令第19号は、さらに、「青年学校ノ本旨ニ関スル事項」と題する項目で次のように述べている。

「青年学校ノ本旨竝ニ学校制度ノ大綱ハ概ネ従前ノ通トセラレタリ即チ青年学校ハ実務ニ従事スル男女青年ヲ対象トシテ国体ノ本義ニ基キ国家有為ノ青年ヲ錬成スルヲ目的トシ地方ノ情況ニ応ジ青年ノ職業及實際生活ニ即シテ適切ナル教育ヲ施スモノナルヲ以テ義務制実施ノ後ニ於テモ其ノ特質ハ愈々之ヲ發揮スルニカムベシ」⁹⁹。

この文部省訓令第19号は、「青年学校ノ本旨竝ニ学校制度ノ大綱ハ概ネ従前ノ通」と述べてはいるものの、「今ヤ……国防力ノ根基ニ培フハ洵ニ喫緊ノ要務」であるとし、「国体ノ本義ニ基キ国家有為ノ青年ヲ錬成スル」ことを目的とすると明言しており、「健全ナル国民善良ナル公民タルノ素地ヲ育成スル」ことを目的とするとした昭和10年文部省訓令第2号と比べて、「国防力ノ強化ヘノ寄与」¹⁰⁰という意図を明確にしている。

その後、昭和16年3月1日公布勅令第148号「国民学校令」をもつて小学校令が改正され、国民学校制度が創設されたことに伴い、同年同月同日公布の勅令第155号「青年学校令中改正」により青年学校令の一部改正が行われた。

もともと、本書は昭和14年の青年学校令の全面改正前に編集・発行されたものであり、しかも前述のとおり本書の国会図書館本には法令・令規の制定改廃に伴う追録加除が一切なされていないので、本書の国会図書館本には青年学校男子義務制の導入に伴う青年学校令の全面改正や国民学校制度の創設に伴う青年学校令の一部改正の内容は、全く反映されていないことに留意する必要がある

る。

ところで、本書を編纂・発行した株式会社帝国地方行政学会は、本書を発行した時期とほぼ同じ時期に、北海道庁および各府県の名を付した『青年学校法令集 全』を相次いで刊行している。したがって、『沖縄県青年学校法令集 全』の編纂・発行は、各庁府県単位で『青年学校法令集 全』を編纂・発行するという株式会社帝国地方行政学会の出版企画の一環として行われたものであると考えられる。

ちなみに国立国会図書館は、本書を含め43庁府県の『青年学校法令集 全』を所蔵している（長野、石川、三重、香川の4県については未所蔵である。）。その所蔵状況を表示すると、【表5】のとおりである。この43庁府県の『青年学校法令集 全』を比較対照すると、①内容現在が昭和13年8月1日、「編纂例」が昭和13年8月付で、昭和13年8月に発行されたもの（茨城、埼玉、新潟、静岡、岡山、福岡の6県）と、内容現在が昭和13年11月1日、「編纂例」が昭和13年11月付で、昭和13年12月から昭和14年2月までの間に発行されたもの（残りの37庁府県）の2種があり、②前者の「一般法規之部」はすべて同内容で頁付けも同じであり、③他方後者の「一般法規之部」もすべて同内容で頁付けも同じであり、④前者の「一般法規之部」と後者の「一般法規之部」との内容は若干異なるが、それは、後者においては、昭和12年5月29日文部省訓令第23号「青年学校教授及訓練要目」が昭和13年8月6日文部省訓令第23号「青年学校ノ普通学科及教練科目」による一部改正に基づき修正されているためである、という特徴を指摘することができる。

五 他の令規集等との重複収録状況と本書の資料的価値について

つぎに、本書の国会図書館本の資料的価値について若干の検討を加えることにしよう。

ところで、前述のように、本来加除式法令集である本書は、昭和13年11月1日現在の法令・令規に基づき台本が編集されているが、国会図書館本ではその

【表5】国立国会図書館における『青年学校法令集 全』の所蔵状況

書名	発行年月日	本文頁付け	編纂例の年月	内容現在	国立国会図書館の請求記号
北海道庁青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+126頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-11-01
青森県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+105頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-13-01
秋田県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+96頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-19-01
岩手県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+121頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-15-01
宮城県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+112頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-17-01
山形県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+136頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-22-01
福島県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+95頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-24-02
栃木県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+98頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-28-01
群馬県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+90頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-31-01
茨城県青年学校法令集全	昭13/08/25	281頁+97頁	昭13/08	昭13/08/01	CZ-1613-26-01
埼玉県青年学校法令集全	昭13/08/25	281頁+119頁	昭13/08	昭13/08/01	CZ-1613-33-01
千葉県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+63頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-35-01
東京都青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+95頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-37-01
神奈川県青年学校法令集全	昭14/02/18	281頁+106頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-41-01
山梨県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+53頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-53-02
(長野県)	?	?	?	?	所蔵せず。
新潟県青年学校法令集全	昭13/08/04	281頁+98頁	昭13/08	昭13/08/01	特212-771
富山県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+163頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-46-02
(石川県)	?	?	?	?	所蔵せず。
福井県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+79頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-51-01
岐阜県青年学校法令集全	昭14/02/18	281頁+79頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-57-01
愛知県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+146頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-62-01
(三重県)	?	?	?	?	所蔵せず。
静岡県青年学校法令集全	昭13/08/25	281頁+137頁	昭13/08	昭13/08/01	CZ-1613-59-01
滋賀県青年学校法令集全	昭13/12/18	281頁+103頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-67-01
京都府青年学校法令集全	昭13/12/18	281頁+86頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-69-01
奈良県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+61頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-79-02
和歌山県青年学校法令集全	昭14/02/18	281頁+117頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-82-01
大阪府青年学校法令集全	昭13/12/18	281頁+118頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-73-02
兵庫県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+95頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-76-01
岡山県青年学校法令集全	昭13/08/25	281頁+104頁	昭13/08	昭13/08/01	CZ-1613-88-01
広島県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+113頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-91-01
山口県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+89頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-93-01
鳥取県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+79頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-84-01
島根県青年学校法令集全	昭13/12/15	281頁+242頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-86-01
徳島県青年学校法令集全	昭14/01/25	281頁+73頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-95-01
(香川県)	?	?	?	?	所蔵せず。
愛媛県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+68頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-99-01
高知県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+110頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-112-02
福岡県青年学校法令集全	昭13/08/25	281頁+154頁	昭13/08	昭13/08/01	CZ-1613-114-01
大分県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+91頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-124-01
宮崎県青年学校法令集全	昭14/02/18	281頁+76頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-126-01
佐賀県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+101頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-117-01
長崎県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+84頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-119-04
熊本県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+99頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-122-01
鹿児島県青年学校法令集全	昭14/02/06	281頁+98頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-128-01
沖縄県青年学校法令集全	昭14/01/31	281頁+93頁	昭13/11	昭13/11/01	CZ-1613-131-01

注1：データはすべて国立国会図書館所蔵本による。ただし、長野県、石川県、三重県、香川県については未所蔵である。注2：いずれも、編者は帝国地方行政学会、出版地は東京、出版者は帝国地方行政学会である。注3：すべて加除式法令集である。注4：『千葉県青年学校法令集全』の編纂例は「昭和前期刊行図書デジタル版集【社会科学部門】」の電子資料では欠落しているが、国会官庁資料室所蔵の原本には「編纂例」の頁が存在する。注5：『神奈川県青年学校法令集全』には「一般法規之部」の仕切紙がなく、代わって「県令規之部」の仕切紙が綴られている。注6：『岡山県青年学校法令集全』の「一般法規之部」には大幅な乱丁がある。

後の追録加除が一切行われていない。そして、青年学校制度自体が、前述したように昭和10年の青年学校令（勅令第41号）および青年学校規程（文部省令第4号）によって設けられたものである。そこで、本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規のうち、他の現存する戦前期沖縄県の令達集ないし令規集である明治39年発行『沖縄県令達類纂〔初版〕』（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）、明治44年発行『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（以下「明治44年版『令達類纂』」という。）、昭和4年再版台本発行の加除式法令集『加除自在現行沖縄県令規全集』の国立国会図書館所蔵本（内容現在昭和15年1月1日）（以下「『令規全集』（国会本）」という。）等にも収録されているものがどれくらいあるかについて確認すると、つぎのとおりである（後掲【表3】の「他の令規集等との重複収録状況」欄参照）。

①『令規全集』（国会本）との重複収録状況

㊦本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規と『令規全集』（国会本）に収録されている令規とが同文のもの：14件（J2、J3、J4、J5、J8、J9、J10、J11、J12、J13、J14、J15、J16、J17）。

㊧『令規全集』（国会本）に収録されている令規が本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規を全面改正した令規であるもの：1件（J1）。

㊨『令規全集』（国会本）に収録されている令規が本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規を一部改正した令規であるもの：2件（J6、J7）。なお、本書の国会図書館本のJ6は抄録であり、青年学校、青年学校教員養成所等に関する条項や様式しか収録されていないが、『令規全集』（国会本）では全文収録されている。

②明治44年版『令達類纂』との重複収録状況

J10とJ13は、明治44年版『令達類纂』にも収録されている。

③明治39年版『令達類纂』との重複収録状況

J10とJ13は、明治39年版『令達類纂』にも収録されている。

④その他の文献・資料との重複収録（掲載）状況

J10は明治36年5月13日付「沖縄県公報」第37号66～69頁に掲載されている²⁸。

以上によれば、本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規のほとんどは他の令規集等でも参照しうることがわかる。したがって、本書の資料としての価値は、本書以外では参照できないと推定される①の①のカテゴリーに属するJ1を収録している点、および改正前の規定内容を知る上で有用な①の⑦のカテゴリーに属するJ6とJ7を収録している点にあるということができよう。

ところで、本書には本書発行の時点で効力を有していたすべての青年学校に関する沖縄県令規が収録されているわけではない。すなわち、青年学校に関する沖縄県令規のうち、本書発行前に公布または発令されたが本書に収録されていないものもある（例えば、先に注(4)で言及した、昭和10年5月15日発令沖縄県訓令甲第8号「青年学校令及青年学校規程制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」）。他方、青年学校に関する沖縄県令規のなかには、本書発行後に制定改廃されたものも存在する（例えば、昭和16年5月2日公布沖縄県令第13号「沖縄県立青年学校教員養成所規則改正」⁽⁴⁾）。したがって、青年学校に関する沖縄県令規の検討を行う際には、本書に収録されていない令規をも考察の対象とする必要がある。

六 後掲の【表3】および【表4】について

最後に、本稿の末尾に資料として掲載した【表3】および【表4】について簡単に解説をしておこう。

まず、【表3】は、本書の国会図書館本の「県令規之部」に収録されている17件の沖縄県の令規を同書の本文における掲載順に一覧表示したものである。【表3】のうち、「符号」(J)と「整理番号」(1~17)は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合上付したものである。つぎに、「章」、「章名」、「令規の名称・件名」、「令規番号」および「収録頁」の欄については、国会図書館本の「県令規之部」の目次の記載内容をベースにして、同書の本文の記載内容と照合したうえで作成した。その際、「収録頁」は、当該の令規が複数頁にわたっ

て収録されている場合でも、最初の頁数のみを示した。さらに、「公布（発令）年月日」の欄については、国会図書館本の「県令規之部」の目次には公布（発令）年しか表示されていないので、同書の本文の記載内容に従って月日を補充して作成した。また、「令規類型」の欄についても、国会図書館本の「県令規之部」の目次では一部の令規に関しては令規の類型が簡略表記されているため、同書の本文の記載内容に従って正式の表記に補正して作成した。最後に、国会図書館本に収録されている17件の令規のうち、『令規全集』（国会本）、明治39年版『令達類纂』および明治44年版『令達類纂』にも収録されている令規については、それらの収録頁を（後二者の令達集については、筆者が当該令規に付した符号〔AまたはB〕および整理番号とともに）「他の令規集等との重複収録状況」の欄に表示した。

【表4】には、【表3】に掲載した令規の一部について補足的な説明を付した。また、【表3】に掲載した令規のうち、当該令規の改正の沿革が国会図書館本の本文に表示されているものについて、その内容を記載した。さらに、当該令規中に既存の令規の廃止について規定しているものについて、その廃止された令規に関する情報（公布・発令年月日、令規類型、令規番号）を記載し、参考に供することにした。

七 おわりに

以上、本稿では、株式会社帝国地方行政学会が編纂・発行した法令集である『沖縄県青年学校法令集 全』の国立国会図書館本の概要とそこに収録されている沖縄県令規について紹介してきた。しかし、本書に収録されている個々の令規の内容の具体的な考察については、ここでも他日を期することにした。

沖縄県における青年学校をめぐることは、若干の先行研究²⁶が存在するが、青年学校の設置や運営が具体的にどのように行われたのか、そこではどのような教育や訓練が行われたのかなど、今後さらに検討すべき課題があると思われる。これらの課題の検討は、一法学徒にすぎない筆者の守備範囲を超えるものであ

り、沖縄近代史、沖縄教育史その他の関連分野の研究者による研究に期待することにした。

(注)

- (1) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』44号、2006年)243頁～275頁、同「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)229～243頁。
- (2) 青嶋敏「『沖縄県町村諸規程』(横内家文書)とその収録令達について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』57輯、2008年)131～139頁。
- (3) 青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂(上下巻)』所収令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)245～279頁。
- (4) 青嶋敏「『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)(オンライン版)』59輯、2010年)91～99頁。
- (5) 青嶋敏「『沖縄県町村自治之葉 全』とその沖縄県関係の収録令規について」(『社会科学論集』48号、2010年)71～100頁。
- (6) 青嶋敏「沖縄県内務部編『糖業関係例規』とその収録令規について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)(オンライン版)』60輯、2011年)103～111頁。
- (7) 青嶋敏「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」(『社会科学論集』46号、2008年)331～360頁。
- (8) 以上のほか、青嶋敏編『戦前期沖縄県令達令規目録——令達集・令規集収録編(暫定版)——』(2009年)も合わせて参照願いたい。
- (9) 本稿で取りあげた『沖縄県青年学校法令集 全』の概要については、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」(平成17～20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——』[2009年])16～17頁で素描したことがある。
- (10) 「昭和前期刊行図書デジタル版集成(社会科学部門)」は、「昭和元年から昭和24年3月までに国内で刊行され、国立国会図書館で所蔵している社会科学部門の図書約37,000点をデジタル化したもの」(国立国会図書館電子資料室『国立国会図書館所蔵昭和前期刊行図書デジタル版集成(社会科学部門)利用方法』[2009年1月]1頁)である。
- (11) 帝国地方行政学会が発行した、「東京高師教官諸氏責任執筆」の「最新版『青年学校新総合教科書』」の広告である。

- (12) 内閣官報局編『法令全書第23巻ノ2 明治23年』(原書房復刻版、1978年)勅令の部435頁。
- (13) 同書、勅令の部436頁。
- (14) 内閣印刷局編『昭和年間法令全書第9巻ノ7』(原書房復刻版、1997年)文部省訓令の部3頁、文部省社会教育局編『青年学校関係法令 昭和十年十月一日』(同局、1935年)12頁、近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料第3巻』(大日本雄弁会講談社、1956年)218~219頁。なお、沖縄県は、昭和10年5月15日発令沖縄県訓令甲第8号「青年学校令及青年学校規程制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」を以て、昭和10年文部省訓令第2号と全く同文の訓令を沖縄県内に発令している。昭和10年沖縄県訓令甲第8号は、沖縄県庁校閲、帝国地方行政学会編『加除自在現行沖縄県令規全集』(帝国地方行政学会、昭和4年再版台本発行)の国立国会図書館所蔵本(内容現在昭和15年1月1日)の第十類70ノ1~70ノ4頁に収録されている。
- (15) 内閣印刷局編、前掲『昭和年間法令全書第9巻ノ7』文部省訓令の部3頁、文部省社会教育局編、前掲『青年学校関係法令 昭和十年十月一日』12~13頁、近代日本教育制度史料編纂会編、前掲『近代日本教育制度史料第3巻』219頁。
- (16) 鷹野良宏『青年学校史』(三一書房、1992年)162頁は、「陸軍省のねらいは、兵役年齢前の男子のすべてに、軍事教練を義務付ける」ところにあったと述べている。
- (17) 内閣印刷局編『昭和年間法令全書第13巻ノ3』(原書房復刻版、1999年)勅令の部205頁、近代日本教育制度史料編纂会編、前掲『近代日本教育制度史料第3巻』559頁。なお、この第12条の柱書中の「年齢満十二歳」の部分は、その後昭和16年3月1日公布勅令第155号により「年齢満十四歳」と改正された(昭和19年4月1日施行)。
- (18) 小田定一・森三郎『青年学校令要義』(青年教育普及会、1943年)67頁。
- (19) 内閣印刷局編『昭和年間法令全書第13巻ノ10』(原書房復刻版、2000年)文部省訓令の部32頁、近代日本教育制度史料編纂会編、前掲『近代日本教育制度史料第3巻』587頁。
- (20) 内閣印刷局編、前掲『昭和年間法令全書第13巻ノ10』文部省訓令の部32頁、近代日本教育制度史料編纂会編、前掲『近代日本教育制度史料第3巻』587頁。
- (21) 小田・森、前掲『青年学校令要義』17頁。
- (22) 玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」(『史料編纂集紀要』28号、2003年)57頁によれば、「沖縄県公報」は、大正10年、大正13年、昭和4年、昭和11年、昭和13年については残存するものはなく、昭和2年は2点、昭和8年は1点、昭和9年は6点、昭和10年は1点しか残存していないので、J10以外の令規については、「沖縄県公報」によって参照できるものはないと推定される。

- (23) 昭和16年5月2日付「沖縄県公報」号外513～522頁、沖縄県庁編『加除自在現行沖縄県令規全集』（帝国地方行政学会発行）の「宮古法務支局之印」本（内容現在昭和19年3月4日）の第十類70ノ14ノ2頁。
- (24) 琉球政府編『沖縄県史第4巻 各論編3 教育』（琉球政府、1966年）565～566頁〔真栄田義見執筆〕、660～662頁〔田港朝昭執筆〕、673頁〔中山興真執筆〕、田港朝昭「青年学校」（沖縄県編『沖縄県史別巻 沖縄近代史辞典』〔沖縄県、1977年〕所収）331頁、西平秀毅『戦時下の沖縄教育』（沖縄時事出版、1980年）250～272頁（第三編第四章「青年訓練所と青年学校」）。なお、青年学校の前身である実業補習学校については、藤原綾子・金城純子「明治から大正期の沖縄における女子実業教育について（第1報）——女子実業学校とその教育の状況」（『琉球大学教育学部紀要』72集、2008年）187～199頁による研究がある。
- 〔付記〕 本稿は、2009年度～2010年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の構造とその歴史的 성격」（研究課題番号21243002、研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

【表1】『沖縄県青年学校法令集 全』の「一般法規之部」所収法令一覧

整理番号	章	章名	公布（発令）年月日	法令類型	法令番号	法令の名称・件名	収録頁
1	第一章	憲法	明治22/02/11			憲法発布勅語	1
2	第一章	憲法	明治22/02/11			大日本帝国憲法	1
3	第二章	御影勅語	明治24/11/17	文部省訓令	4号	天皇 皇后両陛下ノ御影並教育ニ関スル勅語ノ謄本ハ尊重ニ奉置セシム	5
4	第二章	御影勅語	昭和03/06/04	文部次官通牒	官秘58号	天皇 皇后両陛下御影御下賜ニ関スル件	5
5	第二章	御影勅語	昭和03/10/30	文部次官通牒	発秘525号	御影奉掲方	5
6	第二章	御影勅語	昭和06/03/25	文部次官通牒	発普34号	新聞雑誌等ニ奉掲ノ御影ニ関スル件	6
7	第二章	御影勅語	明治31/12/28	内務省告諭		御肖像ニ関スル注意方	6
8	第二章	御影勅語	明治23/10/30	勅語		教育ニ関スル勅語及大臣ノ訓示	6
9	第二章	御影勅語	明治23/10/31	文部大臣訓示			7
10	第二章	御影勅語	昭和07/10/14	文部次官通牒	發文83号	勅語奉読式挙行方ノ件	7
11	第二章	御影勅語	明治41/10/13	詔書		戊申詔書	8
12	第二章	御影勅語	大正12/11/10	詔書		国民精神作興ニ関スル詔書	8
13	第二章	御影勅語	大正12/11/17	文部省訓令		国民精神作興ニ関スル詔書ノ趣旨貫徹方	8
14	第二章	御影勅語	大正12/11/17	文部省訓令		国民精神作興ニ関スル詔書ノ趣旨貫徹方	8
15	第二章	御影勅語	昭和08/03/27	詔書		国際連盟脱退ニ関スル詔書	9
16	第二章	御影勅語	昭和08/03/27	内閣告諭	1号	国際連盟脱退ニ関スル告諭	9
17	第二章	御影勅語	昭和08/03/30	文部省訓令	3号	国際連盟脱退ニ関スル詔書ノ聖旨奉体方	10
18	第二章	御影勅語	昭和08/03/30	文部省訓令	4号		10
19	第三章	青年学校	昭和10/04/01	勅令	41号	青年学校令	11
20	第三章	青年学校	昭和10/04/01	文部省令	4号	青年学校規程	12
21	第三章	青年学校	昭和10/08/21	文部省訓令	19号	青年学校教授及訓練科目要旨	14
22	第三章	青年学校	昭和12/05/29	文部省訓令	23号	青年学校教授及訓練要目	16
23	第三章	青年学校	昭和10/05/21	文部省告示	205号	青年学校学籍簿ノ様式	57
24	第三章	青年学校	昭和10/09/30	文部省告示	325号	青年学校手帳ノ様式	61
25	第三章	青年学校	昭和10/11/22	文部省社会教育局長通牒	官社93号	青年学校手帳ニ関スル件	68
26	第三章	青年学校	昭和12/04/13	文部省告示	200号	「青年学校の歌」ノ歌詞及曲譜	69
27	第三章	青年学校	昭和10/08/10	勅令	249号	青年学校教練科等査閲令	71
28	第三章	青年学校	昭和10/08/13	陸軍省令	8号	青年学校教練科等査閲規程	71
29	第三章	青年学校	昭和10/09/03	文部省社会教育局長通牒	発社222号	青年学校教練科教材配当及進度参考表ニ関スル件	73
30	第三章	青年学校	昭和10/11/30	陸軍省令	23号	青年学校課程修得者検定規程	78
31	第三章	青年学校	昭和10/04/15	〔文部省〕社会教育局長通牒	発社94号	青年学校ニ関スル庁府県令等報告方ノ件	80
32	第三章	青年学校	昭和11/01/20	文部次官通牒	発社280号	青年学校視学委員ニ関スル件	80

整理番号	章	章名	公布（発令）年月日	法令類型	法令番号	法令の名称・件名	収録頁
33	第三章	青年学校	昭和11/05/26	〔文部省〕社会教育局長通牒	発社92号	青年学校視学委員ノ取扱ニ関スル件	81
34	第三章	青年学校	明治44/03/31	文部省訓令	2号	学事年報取調條項及諸表様式（抄録）	81
35	第四章	教職員	昭和10/04/01	文部省令	5号	青年学校教員資格規程	113
36	第四章	教職員	昭和10/04/01	勅令	47号	青年学校教員養成所令	114
37	第四章	教職員	昭和10/04/01	文部省令	6号	青年学校教員養成所規程	115
38	第四章	教職員	昭和13/05/03	文部省令	14号	青年学校教員養成所臨時養成科並ニ其ノ修了者ノ青年学校教員資格ニ関スル件	117
39	第四章	教職員	明治19/12/28	閣令	35号	公立学校職員名称及待遇	117
40	第四章	教職員	大正06/01/29	勅令	5号	公立学校職員制	118
41	第四章	教職員	大正06/01/29	勅令	7号	公立学校職員待遇官等等級令	121
42	第四章	教職員	昭和05/12/27	文部省告示	243号	公立学校職員待遇官等等級令第二条但書ノ規定ニ依ル学校指定	124
43	第四章	教職員	明治38/11/07	勅令	230号	在外指定学校職員令	124
44	第四章	教職員	大正06/12/22	文部省訓令	6号	公立学校職員ニシテ委任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ席次	125
45	第四章	教職員	明治32/12/20	勅令	456号	公立学校職員ト教官其他教育事務ニ従事スル文官トノ間ノ転任ニ関スル件	125
46	第四章	教職員	昭和10/04/01	文部省令	7号	青年学校令施行ノ際ニ於ケル公立青年訓練所ノ主事又ハ指導員ニ関スル件	125
47	第四章	教職員	大正04/01/27	勅令	3号	公立学校職員分限令	126
48	第四章	教職員	昭和09/11/30	文部省令	10号	学校職員表彰規程	127
49	第四章	教職員	明治36/03/28	勅令	66号	公立学校職員俸給令	128
50	第四章	教職員	大正09/10/28	勅令	519号	公立学校職員年功加俸令	135
51	第四章	教職員	大正09/11/11	文部省訓令	12号	公立学校職員年功加俸ニ関スル規程	136
52	第四章	教職員	大正12/04/14	法律	48号	恩給法	141
53	第四章	教職員	大正12/08/17	勅令	367号	恩給法施行令	164
54	第四章	教職員	大正12/08/22	勅令	369号	恩給給与規則	178
55	第四章	教職員	昭和13/06/01	閣令	3号	昭和十三年法律第五十六号附則ニ依ル恩給更正及請求手續	183
56	第四章	教職員	昭和13/06/01	通信省令	48号	昭和十三年法律第五十六号附則ニ依ル恩給更正規則	188
57	第四章	教職員	昭和07/06/18	法律	13号	恩給ノ減額補給及停止ニ関スル件	189
58	第四章	教職員	昭和07/07/30	勅令	204号	昭和七年法律第十三号施行令	189
59	第四章	教職員	昭和07/07/30	閣令	1号	昭和七年法律第十三号恩給更正手續	191
60	第四章	教職員	昭和07/07/30	通信省令	26号	昭和七年法律第十三号ニ依ル恩給更正規則	193
61	第五章	生徒	明治42/09/13	文部省訓令	13号	生徒徳育上ノ注意	195
62	第五章	生徒	昭和12/06/03	文部省訓令	27号	行幸啓ノ節学校職員学生生徒児童敬礼方	195
63	第五章	生徒	明治39/06/09	文部省訓令	1号	学生生徒風紀振肅ニ関スル件	197
64	第五章	生徒	明治33/03/07	法律	33号	未成年者喫煙禁止法	198
65	第五章	生徒	明治33/03/26	文部省訓令	5号	学校生徒ノ喫煙ニ関スル件	198
66	第五章	生徒	大正11/03/30	法律	20号	未成年者飲酒禁止法	199

整理番号	章	章名	公布（発令）年月日	法令類型	法令番号	法令の名称・件名	収録頁
67	第五章	生徒	明治42/09/09	文部省訓令	12号	学校生徒飲酒取締ノ件	200
68	第五章	生徒	昭和02/11/25	文部省訓令	20号	児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件	200
69	第六章	学校衛生	大正15/12/07	文部省訓令	26号	学校清潔方法	201
70	第六章	学校衛生	大正13/09/09	文部省令	18号	学校伝染病予防規程	203
71	第六章	学校衛生	大正08/09/19	文部省訓令	9号	児童生徒及学生ノ近視眼予防ニ関スル件	210
72	第六章	学校衛生	明治37/08/09	文部省訓令	8号	紫色鉛筆ノ使用禁止及注意ノ件	211
73	第六章	学校衛生	昭和12/01/27	文部省令	2号	学校身体検査規程	212
74	第六章	学校衛生	昭和04/03/18	勅令	9号	学校医及幼稚園医令	221
75	第六章	学校衛生	昭和04/04/19	文部次官通牒	発体29号	学校医、幼稚園医〔及青年訓練所医〕令ニ関スル件	222
76	第六章	学校衛生	昭和07/02/01	文部省令	3号	学校医職務規程	223
77	第六章	学校衛生	昭和03/11/07	文部大臣官房体育課長通牒	発体54号	学校医囑託任期ニ関スル件	224
78	第六章	学校衛生	昭和06/06/23	勅令	144号	学校歯科医及幼稚園歯科医令	224
79	第六章	学校衛生	昭和07/02/01	文部省令	2号	学校歯科医職務規程	224
80	第六章	学校衛生	昭和04/10/29	文部省訓令	21号	学校看護婦ニ関スル件	225
81	第七章	兵事	昭和02/03/31	法律	47号	兵役法	227
82	第七章	兵事	昭和02/11/30	勅令	330号	兵役法施行令（抄録）	234
83	第七章	兵事	昭和10/06/05	陸軍省・文部省令	1号	兵役法施行令第三十一条第三項ノ規定ニ依ル認定ニ関スル件	237
84	第七章	兵事	昭和10/11/13	陸軍省・文部省告示	7号	青年学校ノ課程ト同等以上ト認ムル学校指定	237
85	第七章	兵事	昭和02/11/30	陸軍省令	24号	兵役法施行規則（抄録）	238
86	第七章	兵事	昭和10/06/10	陸軍省告示	27号	昭和十年陸軍省令第六号附則第四項ニ規程スル者ノ青年学校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ノ修得程度ニ関スル件	247
87	第八章	補則	昭和09/12/18	文部省訓令	16号	学校建築物ノ營繕並ニ保全ニ関スル件	249
88	第八章	補則	昭和11/09/11	内務省令	31号	特殊建築物規則（抄録）	260
89	第八章	補則	明治32/08/03	勅令	359号	私立学校令	263
90	第八章	補則	明治32/08/03	文部省令	38号	私立学校令施行規則	264
91	第八章	補則	大正08/04/05	法律	38号	私立学校用地免租ニ関スル法律	265
92	第八章	補則	大正08/12/22	大蔵省令	33号	私立学校用地免租ニ関スル法律施行方	265
93	第八章	補則	明治44/04/29	陸軍省令	4号	陸軍軍用銃砲及火薬類払下規則（抄録）	266
94	第八章	補則	明治43/04/13	法律	53号	銃砲火薬類取締法	267
95	第八章	補則	昭和07/06/06	鉄道省告示	179号	旅客及荷物運送規則（抄録）	269
96	第八章	補則	昭和13/06/27	鉄道省告示	133号	青年団団員等ノ旅客運賃割引取扱方	278

注：表中の空欄は、「一般法規之部」の目次または本文に記載のない事項である。

【表3】『沖縄県青年学校法令集 全』所収沖縄県令規一覧

符号	整理番号	章	章名	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	他の令規集等との重複収録状況
J	1	第一章	青年学校	昭和10/05/15	県令	14号	青年学校令施行規則	県令規之部1	
J	2	第一章	青年学校	昭和10/09/10	訓令甲	19号	青年学校教授及訓練科目要旨	県令規之部7	『令規全集』（国会本）第十類70/10頁。
J	3	第一章	青年学校	昭和10/05/15	学務部長通牒	学1376号	青年学校学則準則ニ関スル件	県令規之部9	『令規全集』（国会本）第十類70/10/4頁。
J	4	第一章	青年学校	昭和13/01/28	告示	17号	青年学校ノ課程ト同等以上ト認定ノ学校	県令規之部15	『令規全集』（国会本）第十類70/14/2頁。
J	5	第一章	青年学校	昭和10/06/14	告示	110号	青年学校学籍簿、学齡簿、適齡者通知書、学事月報ノ様式	県令規之部15	『令規全集』（国会本）第十類106/132/1頁。
J	6	第一章	青年学校	昭和08/12/16	訓令甲	12号	学事年報取調条項及諸表様式(抄録)	県令規之部23	『令規全集』（国会本）第十類106/1頁(全文収録)(昭和14年4月訓令甲第5号による改正後のもの。)
J	7	第二章	教職員	昭和09/04/01	県令	13号	沖縄県立青年学校教員養成所規則	県令規之部55	『令規全集』（国会本）第十類70/14/2頁(昭和11年5月県令第9号による改正後のもの。)
J	8	第二章	教職員	昭和13/07/09	県令	20号	沖縄県立青年学校教員養成所臨時養成科規則	県令規之部60	『令規全集』（国会本）第十類70/14/7頁。
J	9	第二章	教職員	昭和11/06/10	学務部長通牒	学1356号	青年学校視察及指導要項ニ関スル件	県令規之部65	『令規全集』（国会本）第十類70/10/3頁。
J	10	第二章	教職員	明治36/05/13	県令	18号	公立学校職員俸給支給細則	県令規之部66	『令規全集』（国会本）第十類88/1頁、明治39年版『令達類纂』上巻378頁(A277)、明治44年版『令達類纂』第六類190頁(B282)。
J	11	第二章	教職員	大正10/06/21	県令	32号	公立学校職員年功加俸支給規定	県令規之部67	『令規全集』（国会本）第十類88/2頁。
J	12	第二章	教職員	大正10/06/16	訓令甲	18号	公立学校職員年功加俸支給手続	県令規之部68	『令規全集』（国会本）第十類88/2/2頁。
J	13	第二章	教職員	明治36/06/06	県令	22号	公立学校職員ノ旅費其ノ他諸給与ニ関スル規則	県令規之部73	『令規全集』（国会本）第十類89頁、明治39年版『令達類纂』上巻379頁(A278)、明治44年版『令達類纂』第六類191頁(B283)。
J	14	第二章	教職員	昭和09/12/04	県令	57号	恩給法ニ依ル恩給中沖縄県知事ノ管掌ニ係ルモノノ給与細則	県令規之部74	『令規全集』（国会本）第三類200頁。
J	15	第三章	学校衛生	昭和02/12/20	訓令甲	22号	学校清潔方法	県令規之部87	『令規全集』（国会本）第十類95頁。
J	16	第三章	学校衛生	大正13/11/14	訓令甲	12号	学校職員身体検査規程	県令規之部89	『令規全集』（国会本）第十類98/1頁。
J	17	第三章	学校衛生	昭和04/02/02	県令	8号	学校医ノ設置及職務ニ関スル細則	県令規之部92	『令規全集』（国会本）第十類98/2/2頁。

【表4】 【表3】への補注

符号	整理番号	補注
J	1	『令規全集』（国会本）第十類70ノ4頁所収の昭和14年12月21日県令第34号「青年学校令施行細則」は、J1と同名の令規であるが、J1を全面改正した令規である（昭和14年県令第34号附則第2項参照）。
J	3	J3は、支庁長、市長、三郡町村長、実業補習学校長、青年訓練所主事宛に発令されたものである。
J	4	J4によって、具体的には、「沖縄県立八重山農学校」が認定されている。
J	6	J6は、昭和11年4月訓令甲第7号により改正された。J6により、大正14年12月5日訓令甲第16号を廃止した（附則第2項による）。
J	9	J9は、各青年学校視学委員宛に発令されたものである。
J	10	J10は、明治36年5月13日付「沖縄県公報」第37号66-69頁に掲載されている。J10は、明治42年4月県令第9号、大正12年1月県令第1号により改正された。
J	11	J11は、大正15年6月県令第25号により改正された。
J	12	J12は、大正15年6月訓令甲第20号により改正された。
J	13	J13は、明治42年4月県令第10号、大正10年2月県令第10号、大正12年1月県令第2号、昭和10年5月県令第13号により改正された。J13により、明治32年県令第27号が廃止された（第10条〔附則〕による）。
J	14	制定文の次行に表示されているJ14の名称は、『令規全集』（国会本）第三類200頁では「恩給給与細則」と表記されている。J14により、大正12年12月県令第38号が廃止された（附則第2項による）。
J	15	J15により、明治30年訓令第11号が廃止された（附則による）。